

神社對宗教問題の觀察一束

道 聽 子

第一 神社局及宗教局の意見

神社崇敬は固より宗教でないと見てゐる、普通民間の考では宗教と同様に信仰の對象として神社を崇敬してゐるものもあらう、或は然うでなくて神社をば銅像や記念碑などと同様に見てゐるものもあるだらう、而して神社に對してその性質上の意見をそれ／＼異にするのみでなく、同様に崇敬するといつても、その心持に於て厚薄の程度もいろいろ／＼異なつてゐる隨つて學問上からいふにしても人によりて種々異なつた結論を生ずることも亦已むを得ぬと思はれる、これが元來法律上とか純理上とかから新に作り出したものならば議論で如何とも解決が付くかも知れぬが、然うでなくて、神

社崇敬は古い歴史上習慣上から成立つてゐるもの故に。唯だ單純なる議論を以て律することのならぬのみでなく、若し一貫したる議論を以て解決しようと思はば、多少の矛盾と困難とを免かれぬは勿論のことであらう、されば然ういふ解釋は民間の人々の思ひ思ひの自由に任すより外はない、民間の思想信仰は如何やうにもせよ、政府は神社を宗教と見てゐないのである、而して民間の神社に對する思想解釋が、漸次に歸一することは頗る望ましい結構なことであるにしても、今に於て政府は強ひてこれを一定しようとも思はない、唯だ政府は神社崇敬を獎勵するのみであつて、神社はどの宗教を信するものにもせよ、佛教徒であらうが基督教徒であらうが、いづれも皆これを崇敬し護り立て、いつて、毫も衝突も不都合もない筈であると信じてゐる、そこで政府は神社を宗教的信仰の

對象と見てゐないにした所が、民間には神社に對して宗教と同じい信念を有つてゐる者の尠からぬを如何にするといふ説が起るであらうけれども、それはまた所謂信教の自由で、政府の立入つて言ふべき所でない、政府にしてそれを妨ぐると思はれば、反つて不當なる取扱になると思はれる、それから神官は宗教家に對して如何にあるべきかといふに何れの宗教家とも手を携へて共に神社崇敬に努むべきものと思はれるいづれの宗教家も神社崇敬に反對なかるべきは、教育勅語の國民一般に遵守するべきものである場合とよく似てゐる、若し神社制度を以て信教の自由と撞突して相容れないものであると考へるならば、その結果は大したことになる、然しさういふことの有らうとは私共の思ひも寄らぬ所である、政府としては神社を崇敬するやうにしたい所からしてこれを奨励し指導してゐる、されど政府としては未だ曾て神社の崇敬若くは參拜を強制した事實はない、最後に個人として神社崇敬の意義を附加へていへば、神社崇敬は記念碑に對する觀念と同一のものでなく、また宗

教上の信仰若くは信念といふものとも同一のものでなく、何事のおはしますかは知らねども辱けなきに涙こぼるゝと云つたやうな一種の感情の表現であらうと思はれる、云々(内務省神社局の意見)

× × × × ×

神社は皇室の先祖歴代の功臣などを祀りたる所で國家の存立と密接の機關を有するは勿論であるからして、神社は國家の機關であるときまで議會に於て、當局者が答辯したやうな次第である、吾々の見る所も、神社は勿論宗教の對象となるべきものでなければ、いかなる宗教家も之を崇敬すべき性質のものであると信じてゐる、固より各個人の意見からいへば、神社に對して宗教的禮拜を捧げるものもあらう、然しそれがあればとて政府に於て、神社崇敬を宗教と見做さぬといふことには別に差支はない、次に宗教に屬する謂ゆる神道十三派には神社と名くべきものを許してゐない、神社の形をして居ても、祠宇若くは教會と稱へることになつてゐる、例へば出雲大社と大社教とは密接の關

係があらうけれども、全然これを別物とみて混同しないやうに取扱つてゐる且つ祠宇といふ名も從來許したものは已むを得ず、その儘になつてゐるが、今日は祠宇と稱へるものを設けることを許さないで、總て教會として許すことになつてゐる、それから神社の神職にして神道の教師を兼ねることは不可ないから、是非これを禁じてくれといふ願がでゝゐる、もつとも官國幣社の神職にして、神道の教師を兼ねることは出来ぬことになつてゐるが、その他は從來の慣例によつて、これを許してゐる、既に與へてあつたものを急に禁ずることも事情困難なることがある、それ故に神職としての職務と教師としての職務とを明かに區別して混同しないやうにしてゐる、それから次に私共から見ると、佛教徒にもせよ、基督教徒にもせよ、神社崇敬を宗教だと主張されるものゝあることが理解し能はぬ、神社の中には大分變な神體があるから、これを淘汰するがよいとか、又神體の不明なものを明かにせよとかいふことならば、一種の問題として考ふべきであらうが、宗教として取扱はぬ神

社を宗教だといつて、若し然うなれば果して何うすれば可いのであらうか、佛敎の如きは、久しい間、神社崇敬と融和して來て、今日このことに不平をいふのは如何なる理由あつてか、吾等には分らぬ、若し假に神社は、その性質上、理論上、宗教であるとしても、國家がこれを宗教でないとして保護するとも、これに對して何んともいへないものと思はれる、國家がこれを宗教として保護した時分には、一種の國敎といつた形になるが、それが憲法上信敎の自由を妨ぐるや否やも問題である、いづれにしても神社を宗教として取扱へば反つて一般の宗教家にとりて不利と困難を來すではあるまいか、之を宗教外として取扱ふとが、双方にとりて善いことであるまいかと思はれる（文部省宗教局）……………（以上國學院雜誌）

第二 法學博士水野鍊太郎

氏の意見

政府に於ては内務省社寺局を神社局と宗教局とに分類して併立させる以前から、神社は宗教でない

と看做して來たが、その方針は一貫して今日までに及んで居る。斯く神社が宗教でないと看做して來たと云ふのは、行政上の取扱ひから出たもので、若し神社は哲學上から論ずれば、種々の議論もあるに相違ないと思ふ。即ち一般から云へば神社其のものを人間以上の力を有するもの、所謂超人的權威を有するものとして、或は祈つたり、或は願ひを立てたりする者が多數あるのである。是れは寺院に參詣するのも、また神社に參拜するのも同一であるとの觀念に基いたので斯かる民衆の信仰心には何の蚊のと特に面倒な理屈を附けて行かんでも能いと思ふ。然し是れ等の事までも、神社は宗教であると主張し、種々議論する人もあるやうであるが、斯うなれば先決問題として、宗教といふものは如何なるものであるといふことから、決して行かねばならぬ。若し何が宗教であるかと云ふ前提が極らんければ、直ちに是非の論は出來ない。故に是れは學問上、哲學上から研究して行かねばならぬ。然し神社の性質は十分に明かでない。されば政府が今日行政上の取扱ひから、神社は宗

教でない主張して居ることが、未だ徹底して居ない點があるやうである。それが爲めに色々の問題も起るのであるから、今日に於て政府は十分に神社の性質を明かにする必要があるであらうと思ふ。(政教公論)

第三 男爵高木(兼寛)醫學

博士の意見

我國に於ては、天祖を天照大御神、皇祖を神武天皇皇宗を歴代の天皇として尊崇して居る。されば是等天祖皇祖の神勅は實に日本臣民の生命であり、元氣の源泉である。其の神勅の例を最近に採れば、明治天皇の賜はりし教育勅語の如きである。而して其の神勅は各府縣に存在する神社に分流して居るのであるから、是れ等神社は吾人の飲用に必須なる水と云つても宜からう。即ち神勅は源泉にして各神社は分流である。教育勅語の外にも色々な勅語や詔勅があるが、帝國臣民たるものは其の教諭を拳々服膺し、以て其の勵行を神社に對して謹白しなければならぬ、是れが所謂我が國體に

於ける神社と人民との關係である。されば神社は
皇祖皇宗の大御教を臣民に普及する一の機關と云
つてもよい。

然るに今日の一般國民は斯く崇敬すべき神社を、
如何なる風にして禮拜して居るか、予をして云は
しむれば實に禮拜する方法さへ知らぬ人が多いと
思ふ。それで予は種々考察した結果、神社に參拜
した時に唱ふべき拜神詞を作つて見た。それは『掛
卷も畏き宇頭の大廣前に白さく、臣等仰いで皇祖
皇宗の大御教へを拳々服膺し、以て天壤無窮の皇
運を扶翼し奉らんことを敬ひ度しみて白す』と云
ふのである。同時に學校で學生が教育勅語に對す
る奉答詞も、『誠恐誠惶謹んで白す、我等仰いで皇
祖皇宗の大御教を拳々服膺し、以て天壤無窮の皇
運を扶翼し奉らんことを期す』と作つた。實に神
社崇敬は國民道徳と大なる關係があるから、爲政
者も神社崇敬の觀念を一般國民に知らしむるやう
にして、國民道徳の振興に努めねばならぬ。

然るに明治維新當時政府は神社佛閣の所有地を
無理に上地せしめて仕舞つた。此處に於て其の後

社寺上地還附の運動が關係有志者の間に起り、今
日迄に其の社寺上地還附書律案が既に六回も衆議
院を通過したにも拘らず、政府では何時でも反對
の態度を取つて居る。予は政府の態度が甚だ穩當
でないと思ふ。皇祖皇宗の大御教を普及する機關
たる可き神社佛閣と、人民が上に仰ぐ政府とが斯
る問題の爲に永く爭論を續けて居るが如きは喜ば
しからぬ現象で、是は速に解決すべきことである。
予は此事を愁うるの餘り貴族院に於いて政府に質
問した。即ち内務省は神社行政の官省であり、文
部省は宗教の事を扱つて居り、農商務省は上地の
府であるから、三大臣に向つて政府としての意志
を質問した譯である然し政府は神社崇敬は國民道
徳に關係あることは考へて居るけれども、上地還
附の是非は研究を要するとの答辯であつた。予は
政府が速に精神誠意を以て速に解決し、益々國民
道徳の進展を期することを希望して止まぬ次第で
ある。(同上)

× × × ×

第四 文學博士前田慧雲氏の意見

昨年御大典當時から、神棚と注連繩の問題が本願寺に起つて居るが、これは眞宗の最も盛んなる藝州石州等の地方では、明治維新以後屢々起つたことと決して珍らしくはない。即ち明治の初年に俗

神道が起り、一時大なる勢力を占めたので、眞宗信徒の中には其等に誘はれて、或は神棚を造つたり、注連繩を張つたりしたものもあつたが、藝州では深諦慧雲師、石州では深諦師の弟子なる實成院仰誓師、並に其息芳淑院履善師等が力を盡して、遂に止めさせた。それで今回の如きも藝州で郡長が命令的に神棚を設け、注連繩を張れと云つても、眞宗信徒が反對して、遂に問題を惹起するに到るは當然である。従つて本願寺當局として其等信徒の伺書に對し、不必要であると返答するのも妥當である。

官憲が神社の崇敬を奨勵する關係から、是に參拜する事を勧めたのだと云ふが、神社の神體にも色々なものがあり、中には崇敬する價值がない程

劣等なものも少くない。先年來内務省では神體を調査したと云つては居るが、それでも猶ほ如何はしいものがあると云ふ。されば斯るものに參拜したからとて、別に祖先崇拜にもならぬから、參拜する必要はない。されば當局者は今一層注意して神體を十分に調査する必要がある。

眞宗には阿彌陀佛の外には、他の神佛を安置しないと云ふ宗規綱領を定め、政府に届出で、政府も是れを認可して居る。されば眞宗では如何なることがあつても、阿彌陀佛の外には他のものを奉安しない。無論、政府も他を強ゆることが出来ぬ。然るを政府なり地方廳の役人なりが眞宗一向專念の宗儀に悖つて是れを敢てするならば、眞宗として夫れに反抗しても仕方はあるまい。されば今回の神棚や注連繩問題について、本願寺當局がその必要がないと答へたのは寧ろ當然のことである。

次に政府は神社と神道とを區別して居るが、斯く劃然たる區別は出来ぬと思ふ。勿論政府としてはキリスト教に對する政策からしても、神社と神道を區別する必要はあらうが、それは到底不可能な

ことではあるまいか。現に神道者は矢張り神道を説くに神社に即して説明して居る。又政府としても兩者の區別を未だ明了に國民に徹底せしめて居らぬ。國民の多數は依然として神社を宗教的に崇敬して居る。然も其れが却つて効果を奏して居ることもある。

以前佛敎者は神と佛と皇族との一致を説き、然もそれで國民精神が統一されて居た。神に詣るも佛を拜するも、又陛下に對するも悉く同一を以てしたのである。それが非常に日本の國家風敎の上に利益した。然るに維新當時王政復古と共に俗神道が起り佛敎を排斥し、爲に宗教界に大擾亂を來した。斯くて神社と佛敎とに對する國民從來の關係が破壊せられ、以て今日に及んで居るから神社と宗教は從來の關係上から種々の問題の起るは、蓋し止むを得ぬことである。されば爲政者は此際大に注意しなければ、國民精神上甚だ面白からぬ影響を與へるに到るであらうと思ふ。(同上)

*
*
*
*
*

第五 文學博士井上哲一氏の意見

大社敎、扶桑敎、御嶽敎、禊敎、神道本局六、神習敎、實行敎、黑住敎、金光敎、神理敎、大成敎、修成敎、天理敎以上十三派の神道の宗派だけを宗教と視て、此以外に神道なるものは行政上認めて居らぬのである。而して彼の神社なるものは宗教と區別して神社局に於て之を統轄した。即ち十三派の神道は宗教局で取扱ひ神社は神社局で取扱ふと云ふ様に、神社と神道とを明に區別し、神道は十三派の宗教としての神道に限るので神社は宗教と無關係であると、斯うしたのである。

併乍ら、是れは行政上必要な區別かは知らぬけれども、さう云ふのは單に政策上の區別であつて眞に宗教上より觀た區別ではない。現今の神道は三種類に別たんければならぬと云ふとを以前も本誌に於て論じたことがある。神道の國體的方面に顯れたのが國體神道である。國體神道は帝室を中心として成立つて居るので、總て帝室の儀式は此部

類に屬する。賢所の儀式、伊勢の皇大神宮の儀式、即位禮及大嘗祭其他の祭典の類は悉く國體神道の中に入るのみならず、日本の國體の淵源を宗教的に觀て、宗教的情操を以て國體を維持し發展して行く所に國體神道が存して居る次第である。次には神道の精神が神社に顯れて居る、神社は神道の信仰を顯して居る機關である。固より神社其者は建造物に相違ないけれど、唯々建造物だけ在つても神社と云ふ譯に行かない、其處に祭神がなければならぬ。祭神は靈として信ぜられて居るのである。此靈として信ぜられて居る所の祭神を崇拜する機關が神社である。神社に顯はれて居る神道を神社神道と稱するのである。即ち神道の精神が神社なる建造物を通じて顯れて居るのを謂ふのである。神社に祭つてある所の神々は殆ど皆國體に關係のある神々である、即ち國體を維持し發展するに何等か貢獻さるゝ所の神々であつて、其れを共同的に尊信し儀式を行ふやうに建造物を拵へたのである。其れが神社である。神社は決して宗教を離れたものでない。宗教としての神道の機關たる

とは丁度耶蘇教の會堂に於けるが如く、佛教の寺院に於けるが如きものである。若し神社と云ふものを神道から除いたならば神道の顯現と云ふものは甚だ不完全なものになつて了ふ。第三は宗派神道即ち前に述べた所の十三派の神道を謂ふのである。國體神道と神社神道と宗派神道と此三つを併せて初めて今日の神道の全體が分るのである。而も其中で最も重大なるものは國體神道と神社神道である。宗派神道は之に較ぶれば價値に於て餘程劣つて居るものである。宗派神道が幾らか價値を有し得るのは國體神道や神社神道にどれだけか勢力を與へ得ると云ふ所に在る。國體神道と神社神道は孰れも神道の中の最も重要な部分であるが、國體神道の方は儀式が折々無いことはない、而も盛大なる儀式があるけれども、併し斷えず人民の目に觸れるやうな儀式が行はれて居る譯ではない、是れは目に見える様な儀式よりは、國民の意識に日本の國體を尊崇し維持し更に又之を發展せなければならぬと云ふ此重大なる立國の精神に對して一種の宗教的情操を有して居る所に在るからし

て、どちらかと云ふと無形の方が多きを占めて居ると謂つて宜いのである。獨り神社ばかりは最も能く社會各方面に神道の精神を顯して居るものである。都會は言ふに及ばず、如何なる寒村僻地に至るも神社が其處に無いと云ふことはない、日本國中到る處神社があつて國民の親しく目撃する所に神道の精神が顯されて居る次第である。それで神社神道は神道の精神を顯した所の極めて重要な機關である。然るに國體神道は言ふに及ばず神社神道までも神道の無關係なるが如く看做したと云ふことは非常なる間違であると思ふ。

一體神道は宗教であるか何うであるかと云へば、無論宗教である、宗教の元素は悉く具はつて居るのである、宗教學上から言へば神道を宗教と視なければならぬ。尤も原始神道は崇祖神道と自然神道と二つに別かるゝ、決して單純ではない。けれども其後段々發達して來たところの神道の主要なる部分は無論崇祖神道である、國體神道も神社神道も無論主に崇祖神道の系統を引いて居るのである、さうして宗教としては民族的宗教である。支

那に於ては道教、印度に於ては昔は婆羅門教今は印度教、猶太に於ては猶太教、此等は皆民族的宗教である。我が神道も其等と同じ性質の宗教である。けれども、等しく民族的宗教と云つても其中に亦随分異同があるものである。其異同は今論ずる處がないが、要するに我が神道は無論民族的宗教である。但し今後神道が如何に變化して行くかは其れは豫測し難い處があるけれども、今日迄の處は確に民族的宗教である。基督教や佛教は民族的宗教ではない、何處に弘まつても差支ないやうな性質を有して居る。宗教に矢張りろく／＼種類があつて、さう云ふ世界的宗教もあれば神道の如き民族的宗教もある。世界的宗教だけが眞の宗教で民族的宗教は宗教でないと云ふことは無論謂へないのである。

神道は日本の國家を維持し鞏固にし且つ民族の運命を安全にし向上させて行く所の力である。日本の國家と云ふものを何うなつても宜いと投棄れば神道も不必要となるけれども、神道は國家の命脈を維持し民族の運命を開拓して行く以上は無か

る可からざる所の力である。神道は昔出来て今日唯其れを承繼いで行き居ると云ふやうなものではなくして、神道は昔から今日まで次第に出来て来たもので今後も次第に出来て行くべき性質の者である。即ち神道は何う云ふ風になるかと云ふと實は出来つゝある状態を有して居るのである。出来つゝあると云ふのがつまり人力を待たなければならぬのであるから、何う云ふ風にかそれを承けて發展させなければならぬものである。若しも神道さへ十分生々とした力を有つて居れば、其内に耶蘇教だの佛敎だの其他のものが這入つて来て内容を豊富にするのは差支ない。けれども總てが神道的精神に依つて統一されなければならぬのである。神道は決して昔の神話にある神怪不思議の事を語ると云ふのではない。神道は日本の祖先の遺傳した國家的精神を繼承し而して益々之を將來に發展して行くと云ふ其自覺の存する所に在る。神道の解釋に於て非常に人が區々になつて居る。或時代の虚構に出でた神道例へは卜部家の神道の如き者を神道と心得て居る者がある。さう云ふ不純

粹虚偽的の神道を吾々は決して謂ふのではない。平田篤胤は不純粹の神道を皆俗神道と云つて罵倒して居るが、さう云ふ俗神道なんと云ふものは固より多少の功は有つたかも知らぬけれども似而非なるものである。眞の神道はさう云ふものを謂ふのではない、やはり日本の國家を維持し發展し民族の運命を開拓して行く所の此生々とした力を謂ふのである。神社なるものは其側には非常な助けを爲して居る。神社に祭つてある所の神々大抵皆日本の恩人で、日本の發展の爲に功績の有つた方々で、其等の神々を祭ると云ふことは餘程偉大な刺激を子孫後昆に與へる所以である。子孫後昆も其神社に參拜すれば其感化を受けて、吾々もあの様な事をしなければならぬ、あの様にすれば、矢張永久神様として尊崇せらるゝのであると、斯う云ふ様な感じを自ら受ける様に組織が出来て居る。なか／＼神社制度と云ふものは社會教育又は感情教育と云ふ側から言ふと多大の効果の有るものである。

但しどの神社でも然うと云ふ譯ではない。神社

の中に稀に間違つた考を以て妙な神様を祭つて居ることがある。どうも平將門などを祭つて居るのではないかと疑はれることがある。さう云ふのは間違である。さう云ふのは撲滅して一日も早く改造刷新して行くのが神道の眞精神である。又稻荷と稱するものは其淵源を辿れば宇賀御魂で立派な神様であるけれども、俗間に祭つて居るお稻荷様と云ふのは狐である。狐をお稻荷様と云つて居ることが随分多い。さう云ふのは淫祠邪教である。

さう云ふのは眞の神道に屬しないものである、又屬せしむ可からざるものである。神道は進歩的性質のもので、過去に拘泥するが如きは皆間違から起つたのである。即ち是まで日本民族が有ゆる改造刷新を圖つて今日の如き文明を來したと云ふのが即ち神道である。其神々と云ふのは矢張國家の爲に努力した人々を云ふのである。少くもさう信ぜられて居るのである。神道はさう云ふものであるから神社を除けては甚だ了解し難いものである。神道を除けて神道を了解しやうとしても何處に神道が在るやら甚だ漠然たることになる。彼の十三

派の神道だけを以て神道の全部の如くに取扱つて來たと云ふことは非常な間違である、さうして此間違が眞の神道を誤解せしめた一大原因で、日本國家の爲め日本民族の爲めに甚だ不利なる結果を來して居ると思ふ。

最後に明に茲に辯じて置く。神社は神道の精神的儀式としては祓禊があり齋忌があり、祈禱があり、祭祀がある、總て宗教的儀式は此に存して居るのである。神社を宗教以外に置くと云ふことは斷じて誤謬なることを明にして置きたいのである。是れは現今餘程宗教界の注意を惹いて居る問題であるから茲に吾々の立場を明にして置く次第である。(東亞の光抄出)

